

臨時理事会 資料



平成 31 年 2 月 22 日(金)
全日本私立幼稚園連合会

平成 31 年 2 月 4 日
私幼第 3 0 1 4 6 号

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会
会 長 香川 敬

重要なお願ひ

都道府県団体長の先生方におかれましては、日頃より全日本私立幼稚園連合会の諸活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本年 10 月から幼児教育の無償化が実施されます。今般の幼児教育の無償化については、幼児教育を主に担う私立幼稚園の対応について、国だけでなく、保護者やマスコミからも非常に注目されています。適切に対応しなければ、保護者や社会全体からの私立幼稚園に対する信頼を失うことになりかねません。

まず第一点は、無償化に伴い、共働き世帯が増加することへの対応であり、特に預かり保育の充実・体制整備が必要となっています。

第二点は、無償化により巨額の公金が投入されることから、各園の収支状況や保育料の設定につき、これまで以上に社会から厳しい目で見られており、来年度に行政による調査が行われる予定です。調査結果によっては公定価格の見直し等にもつながりますので、これへの対応が必要となっています。(今年度 2019 年 3 月までの会計について調査)

第三点は、幼児教育の質の向上であり、本連合会では、(公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と連携して「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」を推進することとしていますが、国の平成 31 年度予算案でも質向上のための「幼児教育実践の質向上総合プラン」が計上されています。これらの中の重要な取組みの一つとして、幼稚園教諭一種免許状所有者の増加の促進(上進)が掲げられており、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園においても積極的に取り組む必要があります。

詳細な内容は別紙のとおりであり、これらの点につき、全日本私立幼稚園連合会として加盟園の先生方に重要課題や情報を迅速にお伝えし、適切に対応いただきたいと考えています。まず都道府県団体長の先生方にその内容を十分にご理解いただき、加盟園の設置者・園長先生方に伝達・周知いただきますようお願いいたします。

平成 31 年 2 月 4 日
私幼第 3 0 1 4 7 号

設置者・園長 様

全日本私立幼稚園連合会
会 長 香川 敬

重要なお願い

設置者・園長の先生方におかれましては、日頃より全日本私立幼稚園連合会の諸活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本年 10 月から幼児教育の無償化が実施されます。今般の幼児教育の無償化については、幼児教育を主に担う私立幼稚園の対応について、国だけでなく、保護者やマスコミからも非常に注目されています。適切に対応しなければ、保護者や社会全体からの私立幼稚園に対する信頼を失うことになりかねません。

まず第一点は、無償化に伴い、共働き世帯が増加することへの対応であり、特に預かり保育の充実・体制整備が必要となっています。

第二点は、無償化により巨額の公金が投入されることから、各園の収支状況や保育料の設定につき、これまで以上に社会から厳しい目で見られており、来年度に行政による調査が行われる予定です。調査結果によっては公定価格の見直し等にもつながりますので、これへの対応が必要となっています。(今年度 2019 年 3 月までの会計について調査)

第三点は、幼児教育の質の向上であり、本連合会では、(公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構と連携して「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」を推進することとしていますが、国の平成 31 年度予算案でも質向上のための「幼児教育実践の質向上総合プラン」が計上されています。これらの中の重要な取組みの一つとして、幼稚園教諭一種免許状所有者の増加の促進(上進)が掲げられており、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園においても積極的に取り組む必要があります。

詳細な内容は別紙のとおりであり、これらの点につき、全日本私立幼稚園連合会として加盟園の先生方に重要課題や情報を迅速にお伝えすることが本連合会の使命と考えております。年度末のご多忙な時期とは存じますが、別紙の内容について、十分ご理解いただき、各園において適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

1. 預かり保育の実施充実

今般の幼児教育無償化においては、幼稚園や認定こども園に加え、保育所等も無償化されることとなっています。3歳から5歳の子どもは、現在においても約97%の子どもが幼稚園・認定こども園・保育所のいずれかに既に通っている状況であり、今回の無償化に伴って、現在施設に通っていない子どもの保育需要を新たに喚起することは考えにくいことです。

しかしながら、共働き世帯が年々増加する中、今回の保育所の無償化により、幼稚園に通う子どもの両親が働き始めるなどにより保育所への転園を希望するケースが増加してることが考えられ、その際に幼稚園が十分な預かり保育を提供していない場合、幼稚園における園児獲得が難しくなるといった事態が生じる恐れもあります。

今般の幼児教育無償化においては預かり保育の無償化も盛り込まれています。平成31年度予算案においては、子ども子育て支援新制度・私学助成いずれにおいても預かり保育に係る助成の拡充が盛り込まれているところでありますので、これを契機に、今後一層預かり保育の充実に取り組んでいただくようお願いいたします。

2. 経営実態調査（公定価格）への対応

現在、内閣府を中心に次期経営実態調査の実施に資するよう有識者による検討会が行われており、その検討結果や子ども・子育て会議（今年1末）での御意見も踏まえ、経営実態調査が来年度に実施される予定です。（今年度2019年3月までの会計について、平成30年度決算ベースでの調査となると考えられます）

言うまでもなく、子ども・子育て支援新制度の施設型給付については、給付年度における教育・保育に必要な経費として給付されていますが、仮に調査の結果、幼稚園・認定こども園において施設型給付が教育・保育以外の経費に支出されていたり、収支差率が突出して高いということになれば、幼稚園等の公的価格の切り下げが求められるという事態も考えられます。しがたって、各園におかれましては、今年度はもとより毎年の施設型給付について、適切に教育・保育に係る経費（特に人件費）に使用していただくようお願いいたします。なお、長期的に安定した教育・保育の提供の観点から基本金組入額を増やすことも考えられますが、給付年度の教育・保育に係る質の向上をはかる経費（教員の人件費）に充てることを基本としてご検討ください。

3. 質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げの防止

本連合会としては、各園の保育料の決定権限は各園にあるという私学経営の立場を尊重しつつ、しかし、今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上

げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことがないよう、各園の先生方をお願いしてきた経緯があります。(平成30年8月、平成30年10月)

今回の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日、関係閣僚合意)においても、質の向上を伴わない理由のない保育料の引き上げが行われないよう、国として実態の調査および把握について検討していくという文言もあり、国からも大変関心を持って注視されています。

こうした状況を踏まえ、保育料の引き上げについて便乗値上げといわれることがないよう適切に判断・対応されるよう重ねてお願いいたします。

4. 免許状の上進について

幼児教育無償化実施後には、1. 公的支援に見合った質の高い幼児教育の提供。2. 幼児教育の質の向上を図る社会的責任が問われることとなります。また保護者は施設を選択する基準の中で、教育の質の高さを優先的に求めてくるものと予想されます。

2019年度文部科学省予算案においても「幼児教育の質の向上」に向けた事業が予算計上されています。その中の目玉政策として、都道府県・指定都市・中核市の教育委員会及び大学を対象とした「幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業」(委託事業)として、幼稚園教諭一種免許状所有者の増加の促進(上進)が掲げられております。

さらに、(公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が定めた「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」の中の保育者の資質向上への取り組みのひとつとして「教員免許の上進等」を目標の一つとして掲げています。

しかし、幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数は少なく、「一種免許状へ上進してもらいたい」という設置者や園長等のニーズに応えられない現状があるため、都道府県等においては、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大することが必要です。

課題としては、大学や教育委員会が認定講習開設に前向きに対応してくれるか、また、幼稚園側が認定講習に積極的に派遣してくれるかなどの課題が考えられます。

教員自身のスキルアップ、また園の教育環境の向上に寄与すること、園の教育の質を担保する1つの指標となりうる等のメリットも考えられますので、私立幼稚園として、機会を捉えて、都道府県教育委員会や大学等に、一種免許状への上進を目的とした認定講習等の開設を強く求めるとともに、園内の二種免許状保有者に認定講習等の受講を促すよう、積極的に「教員免許状の上進」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【参考】

学校法人会計基準における基本金組み入れの概要

1. 基本金の定義

学校法人は、学校教育を安定的に継続していくことを前提としている。

学校法人はその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持しなければならない。

そのために必要な金額を帰属収入から留保したものが基本金である。

2. 基本金の種類と具体的な活用方法

①第1号基本金「教育に供される固定資産の維持取得に関わる基本金」

@土地・建物・構築物・機器備品・図書・車両など固定資産を取得した場合、毎年の決算処理の中で第1号基本金に組み入れを実施する

@上記の固定資産取得のため借入れを行った場合、借入金の元金返済部分を基本金に組み入れる

@手元資金に余裕がある場合、借入金の繰上げ返済をすることも将来の負担を軽減させる効果的な手段です。

②第2号基本金「将来、取得計画のある固定資産の取得に当てる金銭その他の資産の額」

@将来の園舎の拡張・改装等に備えるため、具体的に建築計画や修繕計画や年度ごとの積立予定を作成し、理事会の承認を取った上で、第2号基本金引当特定資産へ組み入れることができます。

③第3号基本金「基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額」

④第4号基本金「恒常的に保持すべき運転資金」

@学校法人の安定的な教育の提供のため、1年間の事業活動支出（退職金や減価償却費を除く）の1か月分を限度として、第4号基本金に組み入れることができます。

以上、基本金組み入れを自園の公認会計士や税理士と相談の上、ご検討ください、

2019年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について（案）

資料7

1. 背景・目的

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日 経済財政諮問会議）

（2019年度～）

教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。

2. 調査対象等

- 調査対象：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）
- 調査時点：2019年3月時点（収支については、2018年度実績）
- 調査時期：2019年度に速やかに実施
- 調査方法：施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

3. 主な調査内容

- ①概要（2019年3月時点） 設置主体、児童数、事業の実施状況等
- ②収支の状況（2018年度） 公定価格における年間の収支差
- ③職員の給与（2019年3月分） 職種別の勤続年数や支給額（支給額については2017年と2019年との比較）
- ④職員の配置（2019年3月時点） 職種別の配置状況

※調査内容については現時点でのものであり、今後の検討状況によっては変更が生じる可能性あり。

1

公定価格に関する議論の整理（抜粋）

平成30年1月17日子ども・子育て会議

○運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

（今後の方向性）

- 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

○教育・保育の質の向上

（今後の方向性）

- 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討
- 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

○経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

（今後の方向性）

- 調査の設計・方法等に関する検討
 - ・ 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討
 - ・ 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
 - ・ 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

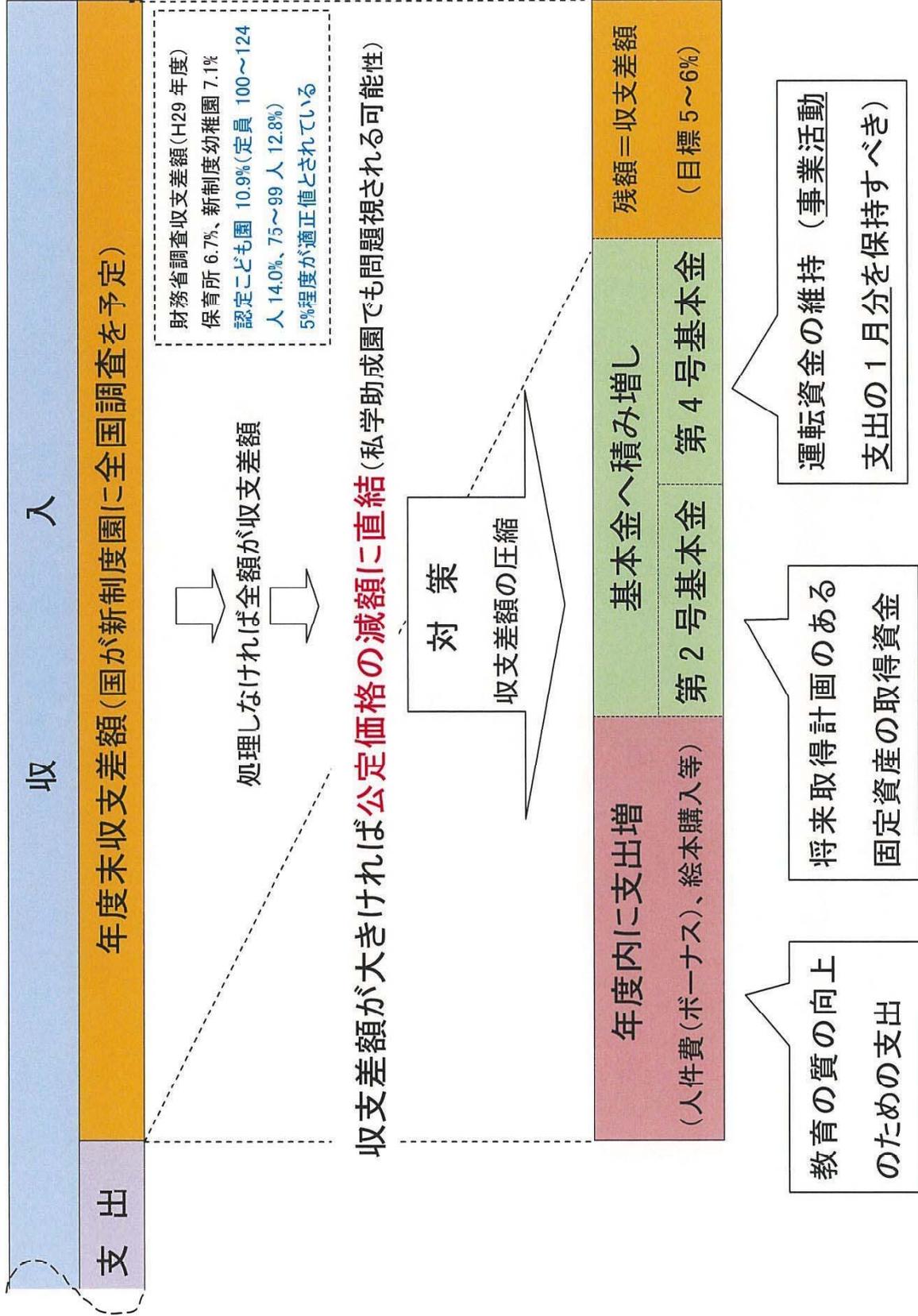
○公定価格の設定及び経営実態の把握の在り方に関する調査研究事業

次回経営実態調査に向け、「公定価格に関する議論の整理」において整理された事項について、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態の把握の在り方等に関する調査研究事業」(内閣府)において有識者の意見を伺いつつ、対応方針を検討した。検討状況は以下のとおり。

公定価格に関する議論の整理		検討状況
<p>■ 調査の設計・方法等に関する検討 ※有識者の意見を伺いつつ、対応方針を検討</p> <p>・各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討</p>	<p>学校法人会計においては、基本金組入額を収支差額から控除すること、社会福祉法人会計においては、国庫補助金等特別積立金取崩額を、費用から控除する項目としており、収支の評価は、それぞれの会計基準に応じて行うことが適当。 なお、企業会計においては、経理上の処理である圧縮記帳を前提とすることで国庫補助金等特別積立金取崩額と同様の効果が得られるため、現状の調査項目のままとする。</p>	
<p>・公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討</p>	<p>いずれの会計基準においても、支出についても、地方単独補助事業等を区分した処理を求めておらず、調査上記入を求めめることは困難である。 また、地方単独補助事業等について、その収支は均衡するものと想定され、収支差への影響は限定的なものと考えられる。そのため、前回同様、それらを含めた収支差とする。</p>	
<p>・経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討</p>	<p>①借入金利息について 經常収支を把握するため、介護制度の経営実態調査と同様に費用として計上する。合わせて利息収入についても計上する。 教育・保育の対象以外の事業を行っている場合は、介護制度と同様(※)の期末残高割合に応じた按分等の方法を検討する。 (※)「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(H13.3.28老振発第18号)</p> <p>②本部繰入金について 施設運営上必要な本部繰入金については、費用として計上することとする。</p>	
<p>■ 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討</p>	<p>公定価格の見直しの検討にあたっては、収支だけでなく、職員配置や給与水準等を含めて検討することが必要であり、現時点においては、経営実態調査として実施することが適当と考えられる。 また、(独)福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータ等、既存データの活用については、引き続き検討を行う。</p>	
<p>■ 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討 (ICTの活用を含む)</p>	<p>前回同様、紙による調査票に加え、インターネット上に専用ホームページを設け、Excelデータでの記入を可能とする。 また記入要領を充実することにより記入者負担の軽減を図る。 (独)福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータ等、既存データの活用については、引き続き検討を行う。</p>	
<p>■ 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討</p>	<p>まずは、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう2019年度に経営実態調査を実施する。</p>	

※上記のほか、収支差のみで判断するのではなく、公定価格の検討に資するよう各種加算の取得状況、開所日数等、運営実態を把握するための調査項目を盛り込む予定。

平成30年度各園の収支差額の処理について



幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業について

都道府県のリーダーの皆様へ

全日本私立幼稚園連合会 教育研究委員長
加藤篤彦

2019/01/31
02/18 加筆（囲み頁）

1

幼児期の教育は、
生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。
2019年10月から
消費税財源による無償化が実施されるにともない

1. **公的支援に見合った質の高い幼児教育の提供**
2. **幼児教育の質の向上を図る社会的責任**

この2点がこれまで以上に、求められることとなります。
文部科学省では、
幼稚園教諭免許2種免許を1種免許に上進をするための
支援事業を実施します。

2

幼児教育の無償化は
国や都道府県市区町村が
公的資金を 幼稚園・子ども園に投入すること

今まで以上に「公が求める質」を担保する必要が出てきた

→義務としての「自己評価」

→努力義務としての「学校関係者評価」

☆ 次年度の評価実施状況が国から調査されて公表

→そして教員免許状2種の方が1種取得へと上進すること

3

なぜ今、上進なのか？

- 2種免許所持者は、1種免許にすることが努力義務
- 幼児教育の無償化によって、義務教育に近い公的資金が幼児教育に投資される
- 小学校や中学校の担任は1種免許が当然となっている
- 幼児教育も同様に「高い専門性が必要な仕事」である
- 幼児教育も1種免許の教員が行う仕事としていく

4

本来の幼児教育の質は、
各園の建学の精神を生かした
幼児理解から始まる環境を通した保育実践
研修への積極的な参加や園内研修
そして、何より保護者に選ばれること

一方で、公が求める質の担保が必要

公から求められる評価を着実にクリアしていくこと
質に中心と周囲があるなら**外堀を埋める**

5

さらに！なぜ今、上進なのか？
時代はこの先「見える化」をさらに求める：情報の開示

- この園は、1種の先生が〇人いるというアピールは
幼児教育のクオリティが保護者に分かりやすい
- 同じ保育料ならば、保護者は質の高い園を選択

**10～12年というベテランの教諭が
自ら大学で2年間～学ぶという行為自体が素晴らしい**

☆キャリアパス（処遇改善Ⅱ）として認められる
☆Ⅰ種免許状取得すれば、免許更新は10年後

6

☆幼稚園勤務経験が上進の特典となる（幼稚園のみ）

☆支援事業実施認定は、先駆的役割の優遇処置がある
→個人負担分の費用が安くなる

☆自園が教員の教育を重視する姿を、
良質な就職先として養成大学や学生へのアピールできる

☆行政に対する私立幼稚園教育の専門性の確保
手薄な県教育委員会とのパイプつくりのきっかけ

☆地区長の頑張り、自県でのアピールポイントとなる

7

幼稚園教諭の免許状の保有状況について

- 幼稚園教諭の免許状保有状況については、**68%が二種免許状**であり、他学校種に比べて多い。
- 幼稚園教諭免許状（普通免許状）と保育士資格の併有状況については、現職の幼稚園の園長・教頭・教諭のうち**82%**が併有。

※ 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」より

各学校における保有免許状別の教員構成（％）

※ 各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。
※ 「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。
※ 文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

	幼稚園				小学校			中学校			高等学校					
	国立	公立	私立		国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立			
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1	19.2	50.2	20.3	15.9
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2	79.8	49.3	79.2	81.6
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3	0.3	0.4	0.3	0.4
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4	0.7	0.1	0.2	2.1

8

○ 実施にあたってのポイント

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

■上進講習が実施できるのは 1か2

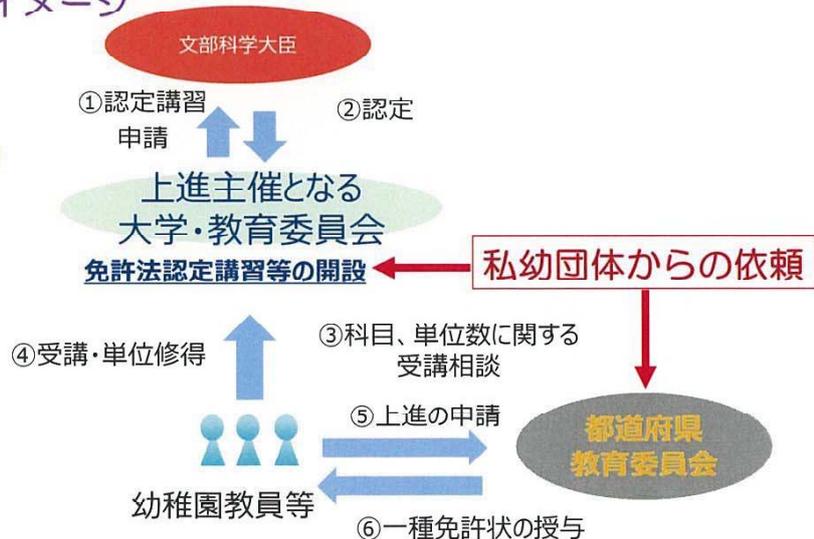
1. 大学（短期大学は専攻科を有する場合に限る）
2. 都道府県、指定都市、中核市の「教育委員会」

9

支援事業の流れのイメージ

支援事業とは

講習の実施に係る講師謝金と旅費、会場借料等の経費を支援



10

○都道府県の私幼団体の行動計画
(二ーズ調査の結果を受けて)

2/13 加筆

1. 都道府県の教育委員会や大学に対して
認定講習等の開設要望
☆文科省支援事業への応募申請依頼 (日程次頁)
2. 都道府県の教育委員会に対して、
私立幼稚園の受講希望者が上進に向けた
単位履修相談・上進申請をする場合に
積極的に協力するよう要望

11

今後の支援事業スケジュール

2月8日(金) 10時 公募説明会 (@オリセン)
・メールによる公募要領等の発出及び文科省HP掲載

2月8日(金) 公募開始

3月上旬

大学・教育委員会からの事業公募×切

3月中メド 申請の審査会議

4月上中旬 事業の採択結果の通知

12

幼稚園教諭免許状の上進(2種免許→1種免許)希望調査 集計表

※2019/2/20更新

No.	都道府県名	説明会参加	幼稚園(私学助成園・新制度各園)の在職年数									園として 促す	園として 検討する
			a希望する /10年来済(人)	a希望する /10年～11年(人)	a希望する /12年以上(人)	b検討中 /10年来済(人)	b検討中 /10年～11年 (人)	b検討中 /12年以上(人)	c希望しない /10年来済(人)	c希望しない /10年～11年 (人)	c希望しない /12年以上(人)		
1	北海道	札幌大谷大学短期大学部	468	69	198	590	84	178	672	74	215	195	57
2	青森	東北女子短期大学	114	14	84	65	10	34	46	6	21	40	9
3	岩手		89	16	85	63	7	46	56	12	38	38	9
4	宮城		211	35	123	159	23	72	142	14	92	100	8
5	秋田	聖園学園短期大学	81	21	72	184	17	78	169	15	77	38	22
6	山形	東北文教大学	137	31	140	117	21	65	125	25	97	48	20
7	福島		188	19	114	113	17	45	107	12	55	49	13
8	茨城		78	15	77	52	13	31	56	14	42	27	13
9	栃木		389	77	274	355	60	118	447	57	215	99	32
10	群馬	育英大学	127	18	75	147	15	36	99	9	50	30	18
11	埼玉		233	38	161	320	47	117	239	21	70	102	30

13

12	千葉	学校法人植草学園	181	34	122	191	25	76	252	35	120	93	20
13	東京	東京都教育委員会 東京学芸大学 昭和女子大学 玉川大学 明治学院大学	306	74	292	265	51	121	237	32	135	161	39
14	神奈川	松蔭大学 小田原短期大学	462	75	337	587	97	192	579	67	198	180	58
15	新潟	上越教育大学	135	27	113	144	16	67	129	17	85	38	13
16	富山	高岡第一学園 富山国際大学	52	14	46	64	8	23	59	7	58	26	3
17	石川	金沢学院大学	37	13	104	59	11	35	50	7	27	37	8
18	福井		61	9	38	51	5	23	47	5	20	18	5
19	山梨	山梨大学大学院	60	14	35	47	6	12	75	9	38	19	4
20	長野		87	14	33	79	6	23	93	3	28	26	12
21	岐阜	岐阜聖徳学園大学	112	22	76	119	19	64	105	10	34	36	10
22	静岡	静岡産業大学	268	44	208	295	35	157	337	33	204	91	38
23	愛知	岡崎女子大学 檀山女学園大学 名古屋女子大学	110	26	75	297	18	88	346	31	111	56	40
24	三重		92	10	44	66	4	26	70	3	32	25	6

14

25	滋賀	びわこ学院大学	49	3	20	31	4	5	31	1	13	12	2
26	京都	大谷大学	103	29	75	175	13	45	91	10	20	55	17
27	大阪	大阪教育大学	383	71	221	347	50	130	533	43	161	117	33
28	兵庫	甲南女子大学	329	31	174	228	42	95	278	39	144	111	19
29	奈良		43	6	14	24	6	9	47	7	11	22	0
30	和歌山		75	10	62	104	13	27	33	7	12	24	8
31	鳥取		85	16	45	37	3	14	26	13	23	19	4
32	島根		12	1	11	16	1	3	9	1	2	7	2
33	岡山	川崎医療福祉大学	79	15	46	27	4	11	12	1	13	23	3
34	広島		172	24	108	132	19	55	214	33	100	66	14
35	山口	山口県教育庁	84	12	55	66	12	23	62	9	26	27	10
36	徳島		15	3	15	3	2	6	1	0	1	9	0
37	香川		71	10	36	62	3	15	22	1	9	21	5
38	愛媛		172	24	102	148	17	61	127	18	58	40	14

15

39	高知		97	6	47	56	6	31	38	3	9	18	8
40	福岡		525	60	303	460	48	197	442	50	189	173	42
41	佐賀		112	17	64	91	11	34	80	7	33	33	7
42	長崎		130	27	86	130	14	60	140	15	50	51	17
43	熊本		182	30	111	115	16	84	92	23	68	76	12
44	大分		138	21	48	124	14	34	155	24	72	40	14
45	宮崎		181	33	93	138	15	52	91	13	40	55	14
46	鹿児島		174	22	69	126	14	28	183	7	61	43	16
47	沖縄		36	6	31	28	2	21	14	5	15	14	3
	通信	姫路大学 / 京都ノートルダム女子大学 / 佛教大学 / 放送大学学園											
	合計(人)		7325	1206	4762	7097	944	2767	7258	848	3192	2628	751

2/4 時点

16

○ 支援事業の経費について

- 支援事業に申し出て採択された場合は、認定講習等の開設に必要な経費は文科省から支援します。
- この中には、講師の謝金も含まれるため、受講者の受講料は低減される可能性があります。
- 個人の交通費等は自己負担となります。

17

○ 必要な単位数や講習時間数について

教育職員免許法第6条別表第三に基づき、2種免許状の所有者が1種免許状を取得するためには、幼稚園経験5年及び45単位の取得が必要です。

なお、5年を超える勤務経験がある場合、教育職員免許法第6条別表第三備考七に基づき、5単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数を上記の45単位から差し引くことができます。

(限度は必要な単位数が10単位になるまで)

18

在職年数 必要単位数

5年	45単位
6年	40単位
7年	35単位
8年	30単位
9年	25単位
10年	20単位→講習は2年かかると想定すると 2年後には12年経験の10単位と同様
11年	15単位
12年	10単位→10単位分の受講で1種免許 (12年以降も10単位のまま)

19

本事業で支援予定の免許法認定講習の実施によって、
単位を修得する場合、
文科省教育人材政策課から
教育委員会や大学等に周知している
免許法認定講習の申請要領18ページに記載のとおり、

1単位は15時間から30時間までの範囲で
開設者が定める時間の授業によって修得可能のため、
単純計算としては、

10単位では
150時間から300時間の受講が必要となります。

20

実施にあたっては、
1時間は45分と換算するため、

大学において
一般的な授業時間である90分は2時間分となります。
上記換算を踏まえると、

**10単位の修得に必要な総授業時間数は、
112.5時間から225時間となる**
(講習先のプログラムによる)

21

○ 支援事業の継続について

- 上進講習を既に上進講習を実施している場合でも、
本事業を活用する場合には、応募する必要があります。
- 免許法認定講習等の認定の効力は、
文部科学大臣に申請し認定を受けた講習に限られるため、
同じ内容の講習を翌年度に実施する場合も
再度認定申請を行う必要があります。
- 既に実施している大学等にも本事業の公募は周知します。

22

私立幼稚園 メリット

- ✓ 教員の資質向上、園における教育の質の向上
- ✓ 認定講習受講料は基本的に実費のみ（予定）
- ✓ 処遇改善加算IIに係る研修として認められる
- ✓ 免許状更新講習として認められる

本事業における
供給と需要の創出

（受講した認定講習が更新講習としても認定を受けている場合）

- ✓ 都道府県が一種免許状の保有促進に関する事業を実施している場合、私学助成が加算される

大学・教育委員会 メリット

- ✓ 地域の幼児教育の質の向上に寄与する
- ✓ 講習開設経費（講師謝金、旅費、会場借損料、事務補助員賃金等）が支援される
- ✓ 免許状更新講習としても開設可能
- ✓ 地域での需給モデルが確立し、事業終了後も継続的な講習開設につながる

23

	国 等	都道府県私立幼稚園団体 等	都道府県教育委員会 等	大学 等
公 募 前	① 公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園に対する受講ニーズ調査を都道府県に依頼。 ⑤ ②③④の結果を都道府県、全日機構、保嬰研に周知。その際、a.都道府県教委に対しては、大学が認定講習等を開設する場合の開設科目の相談や、受講希望者が上進に向けた単位履修相談をする場合に円滑に対応するよう依頼。 b.私立学校主管課に対しては、一種免許状の保有を促進するための私学助成の積極的な活用を依頼。	③ 全日機構が、私立幼稚園・私立幼保連携型認定こども園に対する受講ニーズを調査。 ⑥ ③⑤の結果を踏まえ、a.教育委員会や大学に対して認定講習等の開設要望。 b.都道府県教委に対して、私立の受講希望者が上進に向けた単位履修相談をする場合に積極的に協力するよう要望。	② ①の依頼を踏まえ、域内の公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園に対して受講ニーズを調査。 ⑦ ⑤⑥等の受講ニーズを踏まえ、a.認定講習等の開設を検討し、開設する場合は、指導大学を依頼。講習期間、定員、対象者等については、私立幼稚園団体及び指導大学と調整。 b.大学が認定講習等を開設する場合の開設科目の相談に積極的に対応。 c.受講希望者による上進に向けた単位履修相談に円滑に対応できるよう準備。	④ 保嬰研が大学に対して申請ニーズを調査。 ⑧ ⑤⑥a等の受講ニーズを踏まえ、a.認定講習等の開設を検討し、開設する場合は講習期間、定員、対象者等について、私立幼稚園団体及び都道府県教委と調整。 b.開設科目については、都道府県教委に相談。 ⑨ ⑦aを踏まえ、教育委員会から指導大学の依頼を受けた場合は、積極的に協力。
	⑩ ⑧を踏まえ、審査により受託機関を決定。		⑩ 申請希望のある大学、教育委員会（都道府県、指定都市、中核市）は、公募要領等を踏まえて文部科学省へ申請。	
	⑪ ⑩を踏まえ、(独)教職員支援機構において認定事務を行い、文部科学大臣が認定。		⑪ 受託機関は、1ヵ月前までに(独)教職員支援機構へ免許法認定講習等の認定を申請し、文部科学大臣から認定を受ける。(免許状更新講習としての申請も推奨(3ヵ月前まで)) ⑫ 受託機関は、開設する認定講習等について都道府県、都道府県私立幼稚園団体等を通じて受講希望者を募集。 ⑬ ⑩を踏まえ、域内の幼稚園・幼保連携型認定こども園に周知し、受講希望者を確保。その際、受講希望者は、受講科目及び単位数について予め都道府県教委に相談。 ⑭ ⑬の受講希望者からの単位履修相談に円滑に対応。 ⑮ 認定講習等の開設、終了後は文部科学大臣に実施報告書を提出。	
事 業 開 始 後		⑯ 受講者は、認定講習等を受講し必要単位数を修得後、都道府県教委に一種免許状への上進を申請。	⑯ ⑭を踏まえ、一種免許状を授与。	
				未定稿・調整中

※全日機構：(公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構、保嬰研：(一社)保育教諭養成課程研究会

3 24

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

〔平成 30 年 12 月 28 日
関係 閣 僚 合 意〕

I 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針

1. 総論

- 幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。

（幼児教育の無償化の趣旨等）

- 少子高齢化という国難に正面から取り組むため、来年 10 月に予定される消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。
20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の 1 つである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。
- このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速する。現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）の改正法案を次期通常国会に提出し、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる。
- また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

2. 対象者・対象範囲等

「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、

- ① 3 歳から 5 歳までの全ての子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し¹、
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とするとされており、具体的には、以下のとおり整理される。

（1）幼稚園、保育所、認定こども園等
（無償化の対象）

- これまでの幼児教育の無償化の取組を一気に加速化するものとして、法律により、

¹ 支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とすることとされている。

幼児教育の質が制度的に担保された施設²であり、広く国民が利用している幼稚園³、保育所、認定こども園及び地域型保育⁴を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を無償化する。なお、新制度の対象とならない幼稚園については、新制度の利用者負担上限額（月額 2.57 万円）を上限として無償化⁵する。また、企業主導型保育事業について、事業主拠出金を活用し、標準的な利用料を無償化する。

- 0歳から2歳までの子供たちの利用料については、上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化する。

（実費の取扱い）

- 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならないものとする。

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する。

具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等⁶については、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充（年収 360 万円未満相当の世帯）を図る。新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図ることとする。

なお、保育所等の0歳から2歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

- 食材料費の取扱いの見直しや免除の制度等については、国と地方自治体とが協力して、保護者や事業者への丁寧な説明に努める。

（無償化の開始年齢）

- 今般の3歳から5歳までの子供たちの無償化については、職員配置基準、公定価格等に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象とする。就学前の障害児の発達支援においても同様で

² 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条に規定する各種学校は、同法第 1 条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならない。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については無償化の対象となるものとする。

³ 学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。また、在外教育施設・幼稚部については、日本人学校に付置されているものに加えて、単独で存在するものもあり、当該施設を含め設置者及び利用者の実態調査を進めているところ。

⁴ 支援法第 7 条第 5 項に規定する地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいう。

⁵ 国立大学附属幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号）に定められる標準額を踏まえた上限額（国立大学附属幼稚園は月額 0.87 万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額 0.04 万円）とする。

⁶ 生活保護世帯・里親、市町村住民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第 3 子以降の子。

ある。

ただし、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳から入園できる、②満3歳入園児は入園年度から年少学級に所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても、現行の就園奨励補助により満3歳以上の子供を対象として進めてきたという事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象とする⁷。なお、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象とする。

（2）幼稚園の預かり保育

（無償化の対象）

- 幼稚園の預かり保育（以下「預かり保育」という。）⁸を利用する子供たちについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額（月額3.7万円）との差額である上限月額1.13万円⁹までの範囲で預かり保育の利用料を無償化する。
なお、無償化の対象となる預かり保育の利用料は、実際の利用量に応じて計算する¹⁰。
- 保育の必要性の認定については、支援法第20条第1項に基づく保育の必要性の認定（2号認定）のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のための保育の必要性の認定を支援法上に設け¹¹、いずれかの認定を取得した場合に無償化の対象とする。

（質の確保）

- 質の確保の観点から、預かり保育については、支援法の一時預かり事業（幼稚園型）を受託していない場合も、同様の基準を満たすよう幼稚園の所轄庁等¹²が指導・監督する。

（3）認可外保育施設等

（無償化の対象）

- 待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化する。
- 認可外保育施設¹³のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポ

⁷ 認定こども園における1号認定の子供も同じ。

⁸ 認定こども園における1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

⁹ 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある者は、上限月額2.57万円と上限月額4.2万円との差額である上限月額1.63万円。

¹⁰ 具体的には、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限月額1.13万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方の額を支給額とする仕組みとする。なお、支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）についても同様。

¹¹ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たちについては、3号認定と同等の内容の無償化給付のための保育の必要性認定を支援法上に設ける。

¹² 国公立の場合は設置者。

¹³ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。

ート・センター事業¹⁴を対象とし、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象とする。

なお、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、無償化の対象とする。その場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育に係る無償化上限月額1.13万円¹⁵から預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額¹⁶とする。

- 0歳から2歳までの子供たちについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額4.2万円）までの利用料を無償化する。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

（質の確保）

- 今般の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要である。したがって、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下この節において同じ。）の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。
 - ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
 - ・ 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設
- 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を講ずる。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村による検討の場を設置し、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討する。その際、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 認可外保育施設の質の確保・向上に向けては、後述の地方自治体とのハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場（「6. その他」参照）での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討する。
- 支援法の改正法案の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の

¹⁴ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業、同条第13項に規定する病児保育事業及び同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。

¹⁵ 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後最初の3月31日までである者は月額1.63万円。

¹⁶ 預かり保育を利用しない場合、認可外保育施設等の無償化の上限月額は1.13万円。

見直し検討規定を置く。

3. 財源

(1) 負担割合

- 今般の幼児教育の無償化については、制度として確立された少子化に対処するための施策として、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保障関係費として内閣府に予算計上する。また、地方負担分についてもこの消費税の増収分を活用する。費用負担の在り方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担をすることを基本とし、国と地方へ配分される消費税の増収分を活用することにより、必要な地方財源を確保する。

(現行制度があるもの)

- 支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象施設については、現行制度の負担割合と同じ負担割合である国1/2、都道府県1/4、市町村1/4、公立施設¹⁷は市町村等10/10とする。
新制度の対象とならない幼稚園については、現行の段階的無償化に係る負担割合も含め、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする¹⁸。

(現行制度のないもの)

- 新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

(2) 財政措置等

(初年度に要する経費)

- 幼児教育無償化の実施に要する経費について、消費税10%への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の増収分が2019年度(初年度)は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。

(事務費・システム改修費)

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度(2019年度)及び2年目(2020年度)の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(～2023年度)に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。
システム改修経費については、平成30年度予算(192億円)及び平成31年度予算(62億円)を活用して対応することとし、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配

¹⁷ 地域型保育給付は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。

¹⁸ 国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)公立施設は、設置者10/10とする。

分となるよう努める。

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

- 今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁹。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする²¹。

5. 実施時期

今般の無償化の実施時期については、2019年10月1日とする。

6. その他

(幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場の設置)

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。
- また、今般の無償化の円滑な施行に向け、引き続き、地方自治体からのご意見を踏まえ、事務負担の軽減や実務に関する検討を行う。

(支払方法)

- 新制度の対象施設については、現物給付を原則とする。
新制度の対象とならない幼稚園については、現行の就園奨励費の事務も踏まえ、償還払いか現物給付かを市町村が実情に応じて判断できるようにする。ただし、利用者の利便性等も鑑み、現物給付の選択に資するよう、取組を支援する。
幼稚園の預かり保育については、実際の利用量に応じた支給額の計算となるため償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能

¹⁹ 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

²⁰ 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

²¹ 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

とする。

認可外保育施設等については、複数サービス利用の可能性もあることから、一括して清算できる償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能とする。

なお、幼稚園利用者については、在籍園を経由して、預かり保育と認可外保育施設等に係る市町村への請求を行うこととする。

(幼児教育の無償化に伴う取組)

- 地方自治体によっては、既に独自の取組により無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことのないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

保育料の無償化のポイント

平成 31 年 2 月

全日本私立幼稚園連合会

1 保育料無償化の対象費目・対象金額

私学助成園	新制度の幼稚園・認定こども園
<ul style="list-style-type: none">・ 現行の各園の保育料・ 月額 25,700 円を上限として無償化・ 保育料が 25,700 円を上回る場合、上回った金額部分は利用者負担として徴収可 (保育料全額が無償になるわけではない)	<ul style="list-style-type: none">・ 公定価格の利用者負担額を 0 円にすることにより、無償化が実施される (公定価格＝施設型給付額＋利用者負担額) この利用者負担額が 0 円になる

【 共通 】

- @給食食材費や通園送迎費・行事費など保護者から実費で徴収している費用は、無償化の対象外
- @保育料と別途徴収している教材費、施設充実費など上乗せ徴収分は、無償化の対象外

2 対象の園・対象児・開始時期

- @私学助成園・新制度の幼稚園・認定こども園の 3 歳～5 歳児
- @上記対象園の 1 号認定の満 3 歳児は、3 歳の誕生日から無償化の対象
(保育所の場合は、3 歳の誕生日後の 4 月から対象)

3 便乗値上げに注意（私学助成園）

- @現在の保育料が月額 20,000 円であり、給与の引き上げなど教育の質の向上を伴わない保育料の引き上げは便乗値上げとされる
 - 増収分を例えば全額教職員の賃金改善に充当すれば、便乗値上げとはならない
保育料値上げの金額と賃金改善充当額との比較で便乗値上げでないことを説明できるよう準備が必要（漫然と値上げをすることは便乗値上げとされる。給食を充実する場合、実費である給食費を引上げずに保育料の値上げで増収を図ることも便乗値上げとされる）
- *国・都道府県・市区町村から実態調査がある（マスコミも注視している）

4 その他

私学助成園で保育料に給食費を含めて徴収している場合、保育料（無償化対象）と給食費（無償化対象外）を分けるよう市区町村から指導される可能性が大である。

給食費（食材費）のポイント

1 新制度園

- (1) 2号児の給食の副食材料費の負担については、現在は利用者負担額（保育料）として徴収しているが、今回国として義務教育、障がい者通所支援、介護保険、医療保険に合わせる観点で、公定価格から除外する（外出し）と決定した
(3歳から5歳まで、幼稚園、保育所、認定こども園を通じて共通の扱い)
- (2) 今回、2号児の副食費（4,500円）が公定価格から除外されるので、減収とならないように副食費相当分、保護者から実費徴収する必要がある。
例えば、@4,500円×2号児50人×12ヶ月=270万円（半年分で135万円）
- (3) 国は、副食費の実費徴収化に併せて、栄養管理加算の充実を実施予定（金額は未確定）
@栄養士によるアレルギー対応や保護者への栄養の助言などにより、食育の充実を図る
- (4) 現在、公定価格の算定において、主食費（コメ代、3,000円）副食費（おかず代、4,500円）という数字を示しているが、実際、各園が経費支出している食材料費とは差がある。各園の食材料費の算定において参考となると思われる
@厚生労働省は全国の保育所・認定こども園の運営状況調査の結果を公表（平成31.1.28）
3~5歳児の給食の食材費 5,423円（主食費703円、副食費4,720円）

2 私学助成園

給食費を保育料に含めている場合、食材費を実費徴収として外出しにすることが求められると思われる。

3 低所得者対策は継続ならびに実施される見通し

- @生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯など現状の副食費免除を継続
- @さらに副食費の免除対象の拡充を検討（360万円未満の世帯まで）
- @私学助成園の低所得者階層への負担軽減措置を検討

4 保護者からみると、副食費の外出しは給食費の値上げに見えるので、保護者への丁寧な説明が必要である。

5 欠席の場合の扱い

風邪等により欠席した場合、予め食材の手配が済んでいるケースが普通と思われることから、欠席分の食材費返金は不要と考えることができる。（ケースバイケース？）

6 都道府県への保育料や給食費変更の届出が必要

保護者から徴収する保育料や給食費が変更になる場合は、前年度末（3月末）までに都道府県への変更届が必要であり、都道府県担当課との調整が必要と考える。

食材費の定め方について

【 私案 】

【 食材費をいくら徴収するかは、基本的に園の判断による 】

A 食材費の考え方（案）

- ① 自園の給食食材の仕入額から一人当たりの食材費の金額を推計する
 (例) $1,200 \text{ 万円} \div 250 \text{ 人} \div 12 \text{ ヶ月} = 4,000 \text{ 円}$ (1ヶ月の食材費)
- ② 国が発表した全国の保育所・認定こども園の食材費の支出額の実態調査の数字を使う
 (2019. 1. 28 子ども子育て会議資料)
 @ 3~5歳児 主食費 703円 + 副食費 4,720円 = 5,423円
- ③ 公定価格に見込んでいる金額を使う (2・3号児 週6日・長期休業中も提供)
 @ 2号児 主食費 3,000円 + 副食費 4,500円 = 7,500円
 ・ ・ ・週6日 年間約290日 (長期休業中含む)
 @ 1号児 ・ ・ ・週5日 長期休業中は給食なし 年間約200日提供
 $7,500 \text{ 円} \div 290 \times 200 = 5,172 \text{ 円}$

B 給食に必要な経費＝食材費＋調理員の人件費＋諸経費＋給食機器備品の減価償却費
 これらの費用には、公定価格で見ている部分(○)と見ていない部分があります

	食材費	人件費 (調理員・栄養士)	諸経費	機器備品や消耗備品の減価償却費
2号児	副食費のみ △	○	○	○
1号児	×	非常勤調理師1名分のみ △	×	×

C 今回の食材費(2号児の副食費)の外だしに対応して、2号児の給食費改定だけでなく、1号児についても給食費の再検討を行う必要があるのではないか？

【 考え方 】

@2号児は現在の主食費に加えて、副食費分を追加でいただく
 (上記A-①、②、③を参考に各園で算定する)

@1号児は、

a案：Bの考え方で食材費のほか人件費、諸経費、減価償却費分を含めて給食費として徴収する

b案：2号児の給食費を参考にして、食材費を徴収する(提供日数が少ないため2号児より低い金額とする)

+人件費の不足分、諸経費、減価償却費分は保育料の上乗せ徴収分として別途徴収する

無償化される預かり保育のポイント

1. 対象園および対象園児

- (1) 私学助成園、施設型給付幼稚園、認定こども園の在籍園児であって、母親の就労等、保育の必要性を認められる園児。(以下「2号相当児」という)
- (2) この2号相当児は、就労証明書等の提出により、保育の必要性の確認を行うが、2号認定は受けない。(2号相当という別の認定をうけることとなる)
- (3) この2号相当児は、あくまでも1号児であり、市区町村の利用調整の対象外。

2. 無償化される金額

- (1) 毎月、上限 11,300 円。(認可外保育施設の無償化上限 37,000 円ー25,700 円)
- (2) 利用実態に応じて1ヵ月毎計算する。

この利用実態とは $\text{利用日数} \times \text{補助単価}$ ←大原則

預かり保育の利用時間が 30 分でも1時間でも、1日の利用とされる。

- (3) 補助単価は1日あたり 450 円を上限に、その幼稚園の保護者の利用料の範囲内。

※(例) 利用料1日あたり A園利用料… $300 \text{円} < 450 \text{円}$ A園では 300 円が補助単価
B園利用料… $600 \text{円} > 450 \text{円}$ B園では 450 円が補助単価

※平日の預かり保育日、夏休み等の長期休業中も補助単価は 450 円を上限とする。

※450 円の算定の考え方

- ・私幼の預かり保育料 約 100 円/1時間
- ・私幼の預かり保育利用時間 約 4.4 時間
- ・ $11,300 \text{円} \div 25 \text{日(月～土)} \div 450 \text{円(毎週、月～土の利用で、11,300円に達する)}$

(4) 算出例

	利用料×日数	無償化補助額	利用者負担額
A 園	300 円×20 日	6,000 円	0 円
B 園	600 円×20 日	9,000 円(450 円×20 日)	3,000 円(150 円×20 日)
長期休業中 C 園	1,000 円×20 日	9,000 円(450 円×20 日)	11,000 円(550 円×20 日)

3. 「月極契約」の場合

「1ヶ月間、利用日数に関わらず、一律 8,000 円(又は 12,000 円)とする契約」(1日契約 500 円)

@園と保護者間の以上の契約は有効(そのままよい)

@しかし、無償化対象金額を算定する際には、大原則 $\text{利用日数} \times \text{補助単価}$ による。

$450 \text{円} \times 20 \text{日} = 9,000 \text{円} > 8,000 \text{円}$ …全額無償化対象 8,000 円

$450 \text{円} \times 10 \text{日} = 4,500 \text{円} < 8,000 \text{円}$ …この内、4,500 円無償、3,500 円利用者負担

$450 \text{円} \times 20 \text{日} = 9,000 \text{円} < 12,000 \text{円}$ …この内、9,000 円無償、3,000 円利用者負担

$450 \text{円} \times 26 \text{日} = 11,700 \text{円} < 12,000 \text{円}$ …この内、11,300 円無償、700 円利用者負担

4. 3階建利用（認可外保育を利用する）

3階	C 認可外保育 1～2H
2階	B 預かり保育 2～3H
1階	A 幼児教育 4H

→ 届け出た認可外保育施設限定 保護者同士の預けあいは対象外

- (1) 要件…幼稚園の教育時間を含む預かり保育の提供時間数8時間未満又は開所日数200日未満の要件を満たす幼稚園利用者
- (2) 無償化対象補助額 11,300円－当月預かり保育利用額（1ヶ月毎に計算）
- (3) 1人の利用者がA+B+Cを利用したことの確認（名乗せ）および実績報告を園を通して行う

5. 人員配置

一時預かり事業（幼稚園型）の配置基準が求められる。

- ①職員数 $\left\{ \begin{array}{l} 3 \text{ 歳児} \quad 20 \text{ 人に} 1 \text{ 人} \\ 4 \cdot 5 \text{ 歳児} \quad 30 \text{ 人に} 1 \text{ 人} \end{array} \right\}$ の職員

・専任職員は1人で可。（非常勤で可、幼稚園から支援がある場合）

- ②資格 保育士、幼稚園教諭又は市区町村長等が行う研修を修了した者。（子育て支援員）
必要な職員数の内、3分の1以上は保育士又は幼稚園教諭。

- ③施設 1. 98㎡/1人の保育室面積

6. 事務



支給方法は市区町村が判断

- ・直接か園経由か（園経由が基本）
- ・毎月か年1回まとめてか

○無償化の具体的な実施についての質問・要望

「無償化実施後の対応について」に関連し、各都道府県団体を経由し、無償化の実施に関する質問・要望が寄せられました。その主なものと現時点で可能な回答を以下のとおり整理しました。

項目	質問・要望内容	現時点での回答
公定価格の充実に関する国への要望	事務職員の加配(事務量が多くなるので) 教諭の加配(満3歳児が増えるので) 大規模園の場合、1号→2号へのシフトがあると現状の単価の設定では大幅な減収になるケースがある 1・2号の給付費の差が大きいので差を最小にしてほしい 1号子どもの給食にかかる人件費はパート1人分しかない 実費徴収になった部分は公定価格が減額になると思われるが、実費徴収額を検討する必要があるので、額を早く示してほしい	全日として、運営実態を踏まえ、必要な要望を行っていく 全日としては、従来から1号子どもの単価充実に要望しているが、引き続き、必要な要望を行っていく 公定価格上、副食費は4500円が算入されている。実費徴収の額の決め方は、各園に委ねられると考えられるが、今後国に確認をする
給食費(食料費)の扱い	副食費等の1号・2号児の隔たりをどう調整すればいいのか？ 給食費を保育料から分離しても給食費0円を謳うことは可能か？(私学助成園) 給食費の計算方法は存在するか？(今まで保育料に含めていた私学助成園) 徴収方法(月額か月額か)、土曜日徴収は施設の判断に委ねてほしい(新制度) 希望により弁当持参は可能か？	給食に係る人件費等の扱いが1号と2号で異なるため、計算上、実費徴収の額に差が出るようになるが、「調整」が可能かどうか、今後、国に確認をする 食料費を無償化の対象にすることになるので、認められないと考えられる 食料費の仕入れ額/食数が基本となると思われる。市町村、保護者に対し、積算根拠が説明できることが重要。 公定価格の外なので、各園の判断に委ねられると思われるが、今後国に確認する
その他の実費徴収	おやつも実費徴収か？ 実費徴収する行事費の「行事」とは何を指すのか？ 国は「市町村が日割り計算を行う方向」としているが、満3歳児入園に限るのか、全てか？市町村への周知が必要	実費徴収になる 今後国に確認する 今後国に確認する
園児数の確認方法	毎月、自治体が園に支払いをする場合、園児の出入りが多く、毎月園と自治体が園児名簿をやり取りするのは煩雑なので、5月1日現在の園児数で、園に概算払いし、年度末に清算する方法がとれないか？	今後国に確認する(市町村の判断となる可能性がある)

事務処理	簡素化してほしい。書式は地方自治体間で統一してほしい	国に要望していく
市町村への周知	市町村の判断がバラバラにならないよう、国からの通知を徹底してほしい	既に要望しているが、法案の関係で、通知は新年度に入ってからになると思われる
将来の経費増	物価や賃金上昇して25,700円以上になった場合ほどのような措置がとられるのか？ 保育の必要性の判断基準は？	基本的に保育料のアップ(上乘せ)で対応せざるを得ない 2号子どもと同じ
預かり保育	「保育の必要性があると認定された1号児」という新たなカテゴリができるのか？(2号児なら、市町村の利用定員枠内の調整にかかると)	利用定員枠の外になる
	2号認定相当の園児の定員と、それ以外の園児の定員を別に設けることは可能か？	今後国に確認する
	要件緩和(国への要望)	現行の一時預かり幼稚園型の要件と同じ要件となる予定。なお、文科省の調査によると、現在行われている胎どの預かり保育は、この要件を満たすとされている
	預かり保育必要児(2号相当?)に対しての証明、利用形態の把握方法は？	保護者が市町村に申請し、就労証明を取得、これを保護者が園に提示することにより園が把握する

無償化実施後の対応について

I 無償化実施後に起きてくると予想される事態

1 保護者のニーズの変化

①当面の変化

- ・就業する保護者(母親)が増加 → 預かり保育の増、1号→2号へのシフト
- ・満3歳児(直近の4月1日現在で2歳)の入園増

②教育の質の高さがより強く求められ、保育料の高低はあまり問題にならなくなる

③安全・保健管理の徹底が一層求められる

2 幼児教育関係施設間の競争の激化

保護者から見て、幼稚園、認定こども園、保育所、企業主導型保育施設、認可外保育施設が同じ並びで選択の対象となる

3 人材確保が一層困難に

(1) ニーズ増・(2) 競争激化 → 人材確保が一層困難になる

4 社会的要請(質の向上、ガバナンス)の増大

無償化は教育の質の向上が前提・巨額の公費投入 → 教育の質・ガバナンスの向上

①教育の質の向上

②安全・保健管理の徹底

③適切な経営・ガバナンス(法令順守、適正財務、人事労務管理、情報公開、プライバシーポリシー、危機管理等)

5 「評価」の実施要請が加速化

保護者のニーズ、社会の要請に答えていることの評価がこれまで以上に求められる

①自己評価だけでなく関係者評価100%実施、第三者評価への積極的な取り組み

②評価結果の公表 ← 保護者の園選択の訴求ポイント・運営経費助成とリンク?

6 「見える化」要請の増大

保護者の選択、社会・行政の信任に応えるための説明、「見える化」が求められる

①教育の内容・体制(教育保育の実践内容、教員等の体制、設備、安全・保健管理等)

②経営・ガバナンス(規定類等の整備、保育料の積算根拠等)

③評価結果

7 運営経費に対する行政の助成・負担の増額が厳しくなる

①私学助成: 「保護者負担の軽減」という助成単価引上げのひとつの重要な根拠が薄くなる

②新制度: 公定価格の減額に向けたバイアスが強くなる

8 地方自治体と各加盟園、地域の連合会との関係が変化する

①教育・保育の質向上の担当部局(幼児教育センター、アドバイザー、研修関係)との関係が発生

②無償化の実施に関し、新制度園のみならず私学助成園も市町村との関係が深まる

II 各園の課題

1 教育の質の向上

(対応) 「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」に基づく取組み
預かり保育における教育内容の充実

2 安全・保健管理の徹底

(対応) 安全・保健管理体制の点検

3 人材確保

(対応) 人員配置、処遇改善、給与体系の見直し、職員の福利厚生等

4 適切なガバナンス

(対応) 規定類の整備や運営の点検
会計、人事労務管理、情報公開・個人情報保護、危機管理等

5 情報発信力の向上

(対応) 教育内容・運営状況の「見える化」
評価結果の公表
保護者の幼児教育への理解の促進（含む5歳児まで幼稚園で教育する意義）

6 新時代に即した運営方針の定立

(対応) 保護者ニーズ等の今後の見通しの把握
ありうべき運営の姿、それに応じた運営経費・収入の検討

III 連合会としての課題

1 加盟園の課題（II）への支援

(対応) 「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」に基づく取組み

その他の課題への支援（今後検討）

2 政策要望

(対応) 保護者ニーズに合致した特定目的の事業への支援要請を強化（今後検討）

3 地方自治体との関係構築

(対応) 県団体・市町村団体から積極的にアプローチし、連携を強化
市町村対応も含めたPTAとの連携

「無償化実施後の対応について」(平成30年12月)への意見、質問等

12月14日の理事会において示された「無償化実施後の対応について」について各都道府県団体を通じ、加盟園のご意見をお伺いしたところ、項目の追加の意見はありませんでした。
 しかし、1実施後の対応についてのご意見、2無償化の実施に向けての当面の課題について、以下のとおり意見が寄せられました。(主なものに限っています)

なお、無償化の具体的な実施に関する質問・要望も寄せられましたが、これについては別紙に取りまとめています。

1 無償化実施に向けての当面の課題についての意見

保護者への周知	全ての保護者が無償になるという誤解があり対応に苦慮している 周知はどのような行うのか？(リーフレットは各園で用意するのか？自治体を作るのか？等)
保護者の理解	保護者が理解し、適切な施設を選ぶことが保護者・施設お互いの利益になる
保育料の設定	「便乗値上げしないように」との通知が、25,700円以上の保育料を設定している園では、差額分を徴収してはいけないのかと誤解している園がある 「上乗せ徴収金の金額の算出基準算定表」のフローチャートを作成し、会員園に示すべき(便乗値上げ論への対応のため)
2号こども増への対応	二一ス把握 受入れ可能数の把握 2号か1号十一時預かり幼稚園型の把握 事務負担の増 定員変更申請 長時間保育 受入れ体制 環境面も含めた体制の充実をどう考えるか？
預かり保育	預かり保育が増え、職員の確保が必要、職員の負担が生じる 夏の預かり保育の担当者の配置が困難 費用(利用料?)をどう考えるか？、未就業の家庭に与える影響が懸念される
市町村への働きかけ	認可施設外、ベビーシッター等を利用する場合の連携に関する事務処理増に対する体制も必要 具体的な事務等について全国共通なものを提示できないか

2 無償化実施後の対応についての意見

	<p>保護者ニーズの変化 保護者ニーズが幅広くなり、現在でも対応に追われている(新制度移行後)</p> <p>研修や上進講習・免許状更新講習等は現場の負担となるので、どのように実施していいのかが課題</p>
<p>質の向上</p>	<p>保育士不足により保育士の資質の低下が起きる(現状でも起きている)</p> <p>2号こども園の増に対応し、2時までの教育と、その後の保育の両面から指導の進め方を研究・実践する必要がある</p> <p>文科省事業の幼児教育センターのコーディネーターに私立幼稚園を位置付けてほしい。同じく幼児教育アドバイザーにECEQコーディネーターを活用してほしい</p> <p>キャリアアップ研修(処遇改善Ⅱ)の機会の確保等のため、各都道府県団体に工夫が必要(①園長を補佐するリーダー的な教職員を養成する工夫②園長による研修ハンドブックの確認と受講指導、③3号児の保育に対応した開催日の工夫、④研修内容の早期提示)</p>
<p>安全管理</p>	<p>安全管理にさらに気をつけなければいけない</p>
<p>人材確保</p>	<p>保育ニーズの拡大に伴う人材確保、処遇改善、仕事をしやすい環境作りが課題(不安)</p> <p>私学助成園にも処遇改善につき、新制度と同等の補助が受けられるよう強く要望するべきである</p> <p>35～40歳以上の経験豊富な保育者が重要。再雇用促進や経験豊富な保育士が評価される制度設計(施設型給付)を望む</p>
<p>評価</p>	<p>全日私幼連の「公開保育による評価」は時間を要する等課題があり、改善に必要な施設から敬遠されがち</p>
<p>行政の監査</p>	<p>新制度に移行後、指導監査が毎年あり、普段からきちんとしていることが必要</p>
<p>幼児教育への理解</p>	<p>幼児教育の重要性等については、保護者だけでなく、地元地域への理解促進が重要</p>
<p>PTA</p>	<p>市町村単位でのPTAとの連携は、独立した大きな項目として記述するべき</p>
<p>家庭・地域の教育への支援</p>	<p>消費税を財源にしていながら、専業主婦家庭への支援がないのは不公平。文科省も最近では地域の子育て支援に取り組んでいない。全日として対策を立てるべきである(全国市長会も主張している)</p>

今後の会議予定

平成 31 年 4 月 26 日（金） 11 : 00 ~ 16 : 00 / 常任理事会【私学会館】

2019 年 5 月 14 日（火） 11 : 00 ~ 16 : 00 / 理事会【私学会館】

2019 年 5 月 22 日（水） 11 : 00 ~ 16 : 00 / 定時総会【私学会館】